



電線管システムー第 1 部：通則

JIS C 8461-1 : 2025

(IEIEJ/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
	高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	松 木 隆 典	電気事業連合会
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.4.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	5
5 試験に関する一般要求事項	6
6 分類	7
7 表示及び文書	9
8 寸法	10
9 構造	10
10 機械的特性	12
11 電気的特性	15
12 温度特性	17
13 火災の危険	18
14 外的影響	20
15 電磁両立性	23
附属書 A（規定）電線管システムの分類コード	31
附属書 B（規定）材料厚さの測定方法	34
附属書 C（規定）JIS C 8461-1:2012 に適合している電線管システムの追加試験	36
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	40

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8461-1:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8461 規格群（電線管システム）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8461-1 第 1 部：通則

JIS C 8461-21 第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

JIS C 8461-22 第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

JIS C 8461-23 第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

電線管システム—第 1 部：通則

Conduit systems for cable management—Part 1: General requirements

序文

この規格は、2008 年に第 2 版として発行された IEC 61386-1 及び 2017 年に発行された Amendment 1 を基とし、我が国で使用されている電線管及び電線管附属品の仕様を追加し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で、箇条番号、細分箇条番号及び用語番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条、細分箇条及び用語は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、交流 1 000 V 以下及び／又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備で使用する絶縁電線及び／又はケーブルを保護及び管理する、電線管及び電線管附属品を含む、電線管システムの要求事項及び試験について規定する。この規格は、電線管の端部にねじ付き及びねじなしの構造をもち、金属製、非金属製及び複合材料製の電線管システムに適用する。この規格は、JIS C 8462 規格群のボックス及びエンクロージャには適用しない。

注記 1 特定の電線管システムには、危険性のある環境条件で利用できるものがある。ただし、この場所で機器を設置するには追加の要求事項がないか注意する。

注記 2 接地導体は、絶縁される場合、又は絶縁されない場合がある。

注記 3 JIS C 8461-21、JIS C 8461-22 及び JIS C 8461-23 は、電線管システムに使用される単独の電線管又は電線管附属品にも適用可能である。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61386-1:2008, Conduit systems for cable management—Part 1: General requirements + Amendment 1:2017 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版 (追補を含む。) は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。